

平成28年6月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成28年6月16日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 森 基 彦 君	福 祉 課 長 関 富 夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
会 計 課 長 菰 田 智 君	教 育 課 長 軽 込 貫 一 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 鐘 浩 之 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案、請願、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第52号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
(産業厚生常任委員長)

議案第54号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

陳情第1号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提
出を求める陳情

陳情第2号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書
の提出を求める陳情

陳情第3号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提
出を求める陳情

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第58号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議案第4号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書について

発議案第5号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書に
ついて

発議案第6号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善すること及び国の財政
的支援を求める意見書について

発議案第7号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書に
ついて

第4 報告

報告第2号 平成27年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

開 議

平成28年6月16日(木) 午前10時開議

○議長(寺尾重雄君) ただいま出席議員は16人でありますので、議会はここに成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第52号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋 元君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第52号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件につきまして、議案第52号及び議案第56号は、全員賛成で、議案第53号は、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、議案第53号で、消費税10%への増税は、現時点で中止すべきものであるため、これらの市税条例等の改正は必要なしと考えるとの反対討論がありました。

また、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、以上2件につきましては、紹介議員に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの総務文教常任委員長報告のうち、議案第53号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

安倍首相は、消費税10%への引き上げを2年半再延期することを通常国会の最終盤になって

表明しました。アベノミクスの3年半、大企業のもうけと内部留保は急速に増えても、国民の消費や収入はよくありません。勤労者の実質賃金は、2011年度から2015年度まで5年連続の減少で5%も下がっています。国内総生産すなわちGDPの統計で見た個人消費も、2014年、2015年度と、戦後初めて2年連続のマイナスです。安倍政権が予定した消費税増税を2回も延期するのも、一昨年4月の消費税8%への増税による消費の落ち込みが予想外に大きく長引いたためです。これはアベノミクスと消費税増税路線の破綻を示すものですが、みずからの失政の責任を世界経済に転化したことは、本当に無責任、厚顔無恥というほかありません。もはや安倍首相に日本経済のかじ取りをする資格はなく、10%への増税は先送りではなく、きっぱりと中止すべきです。そして、税金は、負担能力に応じてという原則に沿って、今こそアベノミクスで潤った富裕層や大企業に負担してもらう、消費税に頼らない別の道に転換するしかありません。

今回の条例改正は、消費税を10%に増税することを前提として、昨年、一昨年に引き続き外形標準課税のさらなる拡大や、法人住民税、法人税制の税率引き下げを行うなど、黒字大企業を一層優遇する内容となっている税制改正を地方に押しつけ、その実施時期を消費税10%への実施時期と合わせようとするものです。もはや消費税10%への増税は先送りではなく、きっぱりと中止するしかなく、消費税10%の増税を前提とする本条例改正は全く必要ないものです。

以上を申し上げ、反対討論とします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。岩瀬洋男議員。

〔13番 岩瀬洋男君登壇〕

○13番（岩瀬洋男君） 私は、議案第53号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、地方税法等の改正に伴い、主に次の3点について見直しを行うものであります。

1点目は、軽自動車税について、平成29年4月1日から自動車取得税の廃止に伴い、環境性能割が導入され、軽自動車税が環境性能割と種別割の2本立てとなること、及び平成28年度限りとされていたグリーン化特例が1年間延長されるものであります。

2点目は、法人住民税の住民税割の引き下げが行われるものであります。

3点目は、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人住民税に限り、特定の一般用医薬品を購入し、その金額が1万2,000円を超えた場合において、健康の保持・増進及び疾病予防への取り組みを行っているときには医療費控除の特例措置を適用しようとするものであります。

これらの改正は、地方税法等の改正により、全国の自治体で同様の改正が行われること、また、軽自動車税や法人税割の改正は、制度改正によって生じる地方向けの財源の穴を埋めるものや、財政力格差の是正のための措置であり、地域における行政を主体的かつ総合的に行う市町村にとって不可欠な財源を確保するものと言えます。

また、新たに導入される特定の市販薬購入についての医療費控除の特例は、これまでよりも少額の薬の購入費用で対象となり、健康増進について努力されている方が優遇される制度であることから、市民にとっても利用しやすくなることや、結果として医療費の抑制につながるものが期待されるものであります。

以上申し上げ、議案第53号の賛成討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第53号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第56号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、請願第2号 「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第54号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、陳情第1号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第2号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第3号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 鈴木克己君登壇〕

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第54号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上3件につきましては、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第55号の審査において、本条例の主な改正点である課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充による国民健康保険税負担の影響についてただしたところ、高額所得者については、限度額の引き上げにより全体的な課税額は引き上がるが、低所得者で軽減が全くない世帯から新たに2割軽減に拡充する世帯、また、2割軽減から新たに5割軽減に拡充する世帯は、年間の保険税が引き下がるようになりますとの説明がありました。

次に、陳情第1号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第2号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第3号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情、以上3件に当たりましては、陳情者に説明を求め、審査を行いました。

その結果、陳情第1号ないし陳情第3号、以上3件について、それぞれ一部修正の上、全員賛成で、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのとこ

る通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの産業厚生常任委員長報告のうち、議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例改正は、低所得者に対して5割軽減及び2割軽減の対象を拡大する内容を含んでおり、そのこと自体は評価すべきことであります。しかしながら、昨年度から国は、国保が低所得者が多く加入する医療保険でありながら保険税が高過ぎるという構造的矛盾を認め、国保会計への1人当たり5,000円の負担を軽減する公費による財政支援を行っており、勝浦市にもそれに見合う交付金が支給されています。これを国保加入者一人一人に届けることこそ求められており、そのためには、国保税の税率引き下げと応益負担額の引き下げが本条例改正に盛り込まれるべきであります。しかし、本条例改正にはそれは盛り込まれず、地方税法施行令の改正の範囲にとどまっています。国の財政支援を市民一人一人に届けようとしらない本条例改正は、重過ぎる国保税の負担軽減を求める市民の願いに背くものと言わざるを得ません。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 私は、議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、地方税法施行令等の改正に伴い、次の2点について見直しを行おうとするものであります。

1点目は、医療費給付費分の課税限度額を52万円から2万円引き上げ54万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を17万円から2万円引き上げ19万円に、合わせて4万円を引き上げようとするものであります。この医療費給付費分及び後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げることで、高額所得者に対する負担は一部増加いたしますが、これにより中間所得者層の所得割の税率の抑制につながるものであり、負担軽減が図れることとなります。

2点目は、5割軽減及び2割軽減に係る軽減措置を拡充することで低所得者層の負担軽減を図ろうとするものであります。

この2点について見直しを行うことで、新たに36世帯が軽減拡充の対象となり、約4万5,000円の保険料の軽減が図られるということが、先般開催された産業厚生常任委員会での委員会質疑で明らかとなりました。今回の条例改正は、勝浦市の国保財政の現状をしっかりと認識し、最も現実的な方法での保険料の軽減措置であると考えます。できもしないことを、正義を振りかざしたかのような机上の空論を述べても、政治の世界はそんなに甘いものではありません。日々の生活を営む市民の皆様を置き去りにしたままではいけません。

もう一度、申し上げます。今回の条例改正により、低所得者層に対しては負担軽減の拡充がなされることとなります。市民生活に直接かわる保険税の軽減は歓迎すべきであるというこ

とを同僚議員の皆様へ申し上げ、議案第55号の賛成討論いたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（寺尾重雄君） これより、議案第54号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第57号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、陳情第1号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、陳情第1号は、採択と決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、陳情第2号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、陳情第2号は、採択と決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、陳情第3号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、陳情第3号は、採択と決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、議案を上程いたします。議案第58号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま、議題となりました議案第58号 勝浦市一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用した植野区のコミュニティ活動の活性化を図るための補助金と、過日、清掃センターで粗大金物を運搬するダンプ自動車は、経年劣化により故障し使用不可能となったことから、都市建設課で道路整備等に使用している2トンダンプ自動車を所管替えにより清掃センターで使用し、都市建設課で新たに2トンダンプ自動車1台を購入する経費及び平成27年度国の補正予算で計上されました地方創生加速化交付金を活用して、新たな観光事業の創出を図り、交流人口の拡大を推進させることを目的としたシティプロモーション事業に係る経費を補正するものであります。

なお、このシティプロモーション事業は、平成27年度補正予算として計上し、繰越明許費を含めて3月議会で議決をいただきました地方創生加速化交付金第1次分の対象事業として約4,300万円の交付金の申請を行い、広域連携分は採択を受けましたけれども、その他の市の単独

事業費約4,000万円は、採択がかないませんでした。

この地方創生加速化交付金の採択に当たりましては、まちづくりや地域のしごと創生などの分野で、具体的な効果を示すことが特に求められていたため、今回はこの要件を満たせなかったものと受けとめております。

しかしながら、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に当たっては、市の強みであります観光産業の振興を通じたまちづくりや、地域のしごと創生が不可欠であることから事業内容を再考し、地方創生加速化交付金第2次分として申請いたしました。

これにより、歳入歳出予算におきましては、既定予算に4,850万円を追加し、予算総額を90億6,040万4,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、諸費に250万円を追加し、商工費においては、観光費に4,200万円を追加し、土木費においては、道路橋りょう総務費に400万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金4,200万円、繰越金400万円、諸収入250万円を追加計上しようとするものであります。

以上で、議案第58号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） それでは、ただいまの議案第58号について、7ページ目ですが、このシティプロモーション事業の4,200万円について、もう少し詳しく説明をいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。ただいま市長より提案理由の説明がありましたように、今回、第2次分の申請でございます。この第2次分の申請を行うに当たりまして、内閣府加速化交付金の担当者のヒアリングを受けまして、前回、第1次分で申請いたしましたシティプロモーション戦略や観光商工進行計画の策定、着地型商品の開発、また、観光協会の法人化の支援、また、4K映像の作成等の申請を行って、今回、その時点では採択に至らなかったわけですが、そのヒアリングの中で、この5項目の中で、主に観光協会の法人化支援というのが、それをやってこの先どうするの、そんなに交流人口の増加に直接つながるのかというような、そんなアドバイスがあり、もう少しわかりやすくというようなアドバイス、また、4K映像も、それを作成してPRをしても、それが直接つながるのかというようなアドバイス等々も受けて、それらのアドバイスを踏まえまして、今回、まちづくりコンソーシアム等の事業に申請をいたしました。

主なもので説明していきますと、まず1点目の観光まちづくりコンソーシアム創立・運用、そして、観光地再生戦略策定事業ということで、まずこれは観光資源の活用や開発、また商工の活性化、雇用の促進、また人材育成等を主な事業として、主に観光協会や商工会、また観光業を営む人、また農林水産業関係団体などを構成員として、観光の多様化、商工の活性化につながる創業支援などに対応するため、マーケティング調査などを行って、観光地としての要因を分析しながら市の観光資源を活用した交流人口の増加や、滞在時間の延長や仕組みづくり、また、商工の活性化、雇用の促進など、幅広い観点からの視点で観光地再生戦略等を策定して

実現、実行していくことを目的というような事業でございます。

そのようなことから、1点、このコンソーシアムというのがなかなか聞きなれない言葉のかなと思って、このコンソーシアムというのは、複数の個人や法人や団体が結成する組織、団体の一種でございます。特定の目的やテーマに沿って活動を行ったり、財産や権利を共同で運用したりする、いわゆる組合や協会、協議会、そういったような意味となっております。そのようなことから、まず、こういった組織を立ち上げて実現可能な戦略を策定して行っていくというものでございます。

このコンソーシアムで行っていく事業の中で、2点目として、観光業、農村・漁村の体験実施及びモニターツアーの実施等がございます。これにつきましては、主に観光地の再生戦略を策定するに当たりましては、マーケティング調査というのにも必要になってまいります。このようなことと、もう一つは、雇用の促進と交流人口の拡大、起業の促進、交流人口の拡大などを目的として、こういったモニターツアー体験実施を行っていこうというものでございます。

特に、このモニターツアーにおきましては、今回、この事業が採択された場合、7カ月ぐらいの短い実施期間となってしまいます。そのようなことから、このモニターツアーは、ターゲットを絞って、県北地域、要は千葉都民とも言われるような上のほうの地域の方々にターゲットを絞って、旅行会社等を活用してモニターツアーを行いたいというような形を考えております。

次に、3点目の特産品の開発及び販路拡充事業でございます。これにつきましては、現在、「地方創生一じ」というのを開発して、ある程度、皆様にも試食していただいたところでございます。また、魚で言うシイラ、マヒマヒと言われますが、それらを活用した食品も、ある程度開発はされていますが、こういったものに対する販路が、まだなかなか拡充されていないということから、こういったものの販路を拡充することと、「地方創生一じ」は、まだ1つしか味がございませんので、もっと多様な味に対応したものをつくるのもいいのかなというようなことも考えております。

また、いわゆる観光資源といたしましては、景勝地を活かしまして、今、レンタサイクルも当市のほうでやっておりますので、サイクリングロード等を新たに開発して、そういったものも着地型商品として売り出していきたいというふうに考えております。

次に、4点目の観光等の起業者の人材育成事業でございます。これにつきましても、期間が非常に短いということから、今回、主に武道大学生をターゲットにしてやっていきたいと考えております。と申しますのも、武道大学生の卒業生の中では、一部勝浦市で飲食店等々で起業されている方もいらっしゃいます。そういった方々も入っていただいて、今の大学生が卒業して新たに起業したいなというようなことを含めた人材育成の講座等を行って、次の担い手というのを育てていきたいなというふうに考えております。

最後の5点目の住民参加型まちづくり事業でございます。これにつきましては、既に企画課のほうで行っております事業でございますが、これにつきましても、この加速化交付金は官民協働という形の観点から、十分対応できる事業として考えています。したがって、この交付金が採択された場合に、そちらの事業をこちらのほうで行いたいというふうに考えております。以上が、主なソフト事業として5点で3,000万円でございます。

その次の工事請負費として1,200万円計上してございます。これにつきましては、まず1点目

として官軍塚から勝浦灯台までの間で、サクラや市の花でありますアジサイ等を植樹して整備を行っていきたい、そんな形での植樹を含めた整備事業として600万円を予定しております。

2点目は、鵜原理想郷におきまして、今現在、トイレの改修設計を行っております。9月以降、改修工事の予算を計上させていただいて、トイレも整備していく中で遊歩道の整備や休憩所等も整備できればという考えで400万円を計上してございます。

3点目として、これは主に案内看板またマップ等の整備でございます。主な場所は、今、申し上げました鵜原理想郷内、あとは官軍塚から灯台までの間で、やはりこれも遊歩道等になっておりますので、案内板等、その他サイクリングロードを開発した場合の案内看板等々で200万円、合計1,200万円を予定しております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、あくまでも採択された場合での予定でございますので、今回満額ついた場合はこのような形で行いたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 私も、7ページ、シティプロモーション事業費について、幾つかお伺いします。先ほど課長のほうから詳細な説明がありました。わからなかった部分を幾つか説明願いたいと思います。

まず、1点目ですが、先ほど説明ありましたこのコンソーシアムというもののなんですけれども、ご説明の中では、まちづくりを目的として個人、法人が横断的に組織化して、財産、権利を共有していく団体だということですが、現段階でも、まちづくりを目的として、個人、法人が横断的に組織化された団体というのは市内にも幾つかあると思います。この計上された予算を使うに当たっては、このコンソーシアムにそれら団体が入らないと活用できないものなのか、それとも共存という形で、それぞれ別団体としてやっていけるものなのか、その現存の他団体との関係についてお伺いしたいと思います。

それと、特産品開発及び販路拡充事業であります。これについても、現在、市内の各団体が特産品開発ということで動いておりますが、それら団体の特産品開発に対して、やはりこの予算が使えるのかということをお聞きしたいと思います。

また、観光業等起業者人材育成事業についてであります。この観光業等ということで、観光業以外の起業についても、この予算が使えるのかお伺いしたいと思います。

また、全体的な質問になるんですが、これだけ大きな予算でありますので、本来であれば、議会初日に出していただいて、委員会等でもしっかりとむべきだったのかなと思いますが、この最終日に追加議案として出された経緯というか、なぜこのような追加議案という形になったのか、ご説明願えればと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、このコンソーシアムを組織する団体でございます。これにつきましては、今現存の団体が多々あると思います。一応、このコンソーシアムの目的に沿った団体であれば、全て参加していただいた中での組織づくりというふうに考えております。

2点目の特産品の開発ですが、既に開発されているもの、また団体がやっているものもございます。それにつきましては、そういった団体がこのコンソーシアムの中に参加していただく

ことよっての開発というのは問題ないのかなというふうに考えております。

人材育成の中で、観光業等という形ということでございますが、以外ということも当然、起業の中には開設する講座の中には含まれるというふうに考えております。

最後の、何でこの時点でということでございますが、実際、今回、申請が今週の初めで行いました。それまでぎりぎり内閣府のほうともいろいろ調整をしながらアドバイスを受けながらでの申請で行いましたので、額的なものも、どうしても確定がとれなかったというのも正直なところでございます。そのようなことから、最終日の追加補正というふうになったところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） ありがとうございます。そうしますと、やはりこのコンソーシアムに参加しないと、これらの予算は、ほかの市内の団体は使えないという理解でよろしいでしょうか。その1点だけ、もう一回、確認をお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） 議員おっしゃるとおりでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） やはり同じ7ページの質問をさせていただきます。かつて4K映像を作成するという、そういう事業費の予算を組んだことがありますけども、それは取りやめになったというご説明だったかと思うんですけども、その経緯と今回の体験実習及びモニターツアーというのがどういう事業なのかというのを詳しくご説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。この4K映像でございますが、実際、今回、観光地の特産品開発及び販路拡充事業の中にも多少映像というのは含まれることを、私はちょっと考えております。ただ、あくまでも4Kまでを活用して映像をつくって、それが実際、どのくらいの効果が持たれて、集客、誘客、移住・定住等につながるのかというのが、やはりどうも採択する側では、非常に伝わりにくかったということが主な理由というふうに聞いております。そのようなことから、あえて4K映像をつくるということはなくしたというように、私は考えております。

それと、モニターツアーと体験でございますが、観光業、農村・漁村という中での体験ツアー実施でございますけども、先ほど武道大学生にターゲットを絞って主にやっていきたいという話をしたんですが、意外と勝浦市、若い人たちはマリンスポーツなども好きで勝浦に残っている大学生が結構いらっしゃる。そんな中で、そういったインストラクターも含めた中で、勝浦市もございますので、そういったものもやっていただいた中で、こんなのは自分でできるんじゃないのかなとか、また、農村・漁村におきましても、体験していないけども、実際やってみたら農業はすごいおもしろかった、勝浦でこういった土地があるんであればやってみようかなとか、そういったものも含めたモニタリング的な体験実施というふうに考えております。

もう一点のモニターツアーでございますけれども、これはあくまでも県北部に関しては、ビッグひな祭り等で、いろいろ経済波及効果で調査もしていますが、意外と県北部の方が、割合的にアンケートの中では多くいらっしゃった。結構、勝浦にも関心があるのかなというのいろいろ思っておりましたので、そういった方々にまず勝浦に来ていただいて、この特産品開発

だとかまちづくりの活性化においていろいろ策定した事業を行ったものを実際体験していただいて、それがどうだったのかとか、そういったものの実証をも含めた形でのモニターツアー、それを今後の観光地の再生戦略の策定に結びつけていきたいというふうな考えでのモニターツアーでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○5番（磯野典正君） 私からは1つだけお聞かせください。1次のときは採択されなかったということで内容を変更してこのように上げていただいたと思うんですけども、この2次の申請をされて、国のほうから採択の返事が来るのはいつぐらいのタイミングなのかというのをお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。今のところ、聞いておりますのは、8月の中旬ぐらいが採択の内示といたしますか、その辺ということになっています。ですので、先ほどもし採択された場合の実施事業が9月から3月まで7カ月というふうに答弁したとおりでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第58号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 日程第3、発議案を上程いたします。発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第4号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。土屋元議員。

〔14番 土屋 元君登壇〕

○14番（土屋 元君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議案第4号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指し、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑なる推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望しようとするものであります。

次に、発議案第4号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えています。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成29年度に向けての予算の充実をしていただくことを強く要望しようとするものであります。

1、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。

1、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に

策定・実現すること。

1、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

1、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

1、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

1、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

1、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号及び発議案第4号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第3号及び発議案第4号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、発議案第4号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、発議案第5号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書について、発議案第6号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善すること及び国の財政的支援を求める意見書について、発議案第7号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番（鈴木克己君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第5号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書について、発議案第6号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善すること及び国の財政的支援を求める意見書について、及び発議案第7号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書について、以上3件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第5号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書について申し上げます。

少子化対策が国の緊急課題となっています。少子化の進行は人口の急激な減少を招き、このまま推移すれば、2040年には500を超える自治体が消滅するという試算が出されています。少子化対策は、国の経済対策や労働環境の改善など多くの分野にまたがりますが、子育ての分野では、直面する待機児童の解消が重要課題となっています。公立保育所の重要性はほとんどの市町村が認めていますが、国が一般財源化を導入しているため、公立保育所が老朽化などでどんどん廃園に追い込まれ、待機児童解消に逆行する事態となっています。

さらに、過疎地では、民間進出が期待できず、公立保育所の維持が財政を圧迫しています。待機児童の解消には、地域の児童福祉施設としての公立保育所の存続が必要であります。

よって、国においては、公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求めようと要望するものであります。

次に、発議案第6号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善すること及び国の財政的支援を求める意見書について申し上げます。

待機児童の解消は、保育施設の不足だけではなく、施設が空いていても保育士が不足しているため子どもを受け入れることができないということが大きな要因となっています。過疎地でも保育士確保が困難な状況にあり、保育士不足は全市町村に共通の課題となっています。

この原因は、保育士の賃金の低さや労働条件の厳しさにあります。賃金では、一般の労働者に比べ、月額で10万円ほど低いことが国会でも明らかにされ、職員配置も手のかかる子どもが増えているにもかかわらず、実態とかけ離れた状況に置かれ、休憩や休みがとれず、疲労が解

消できない状況に置かれています。

そのため、職業として働き続けることができず、多くの保育士がやめていく事態が進行しています。有資格の保育士は現職保育士の2倍程度いるとされていますが、賃金を労働者の平均にすることや実態に見合う職員配置を実現すれば、保育士不足が解決する可能性は大いにあります。

よって、国においては、保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善すること及び国の財政的支援を求めようと要望するものであります。

次に、発議案第7号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書について申し上げます。

国は、教育や保育にかかる費用が高額であり、このことが希望する子ども数と実際との乖離を生んでいることの要因の一つであることが言われています。

国は、昨年4月に導入した子ども・子育て支援新制度で、多子世帯で保育料が高額になる事態を招きました。これは新制度が十分に検討されて導入されたものではないことの一端を示したものでありますが、多子世帯ほど家計への負担が大きくなるので、少子化対策としては家計負担を低減することが必要であります。

よって、国においては、子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料を低減化することを求めようと要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号ないし発議案第7号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第5号ないし発議案第7号、以上3件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第5号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、発議案第6号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善すること及び国の財政的支援を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、発議案第7号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（寺尾重雄君） 日程第4、報告であります。報告第2号 平成27年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第2号 平成27年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

本件は、平成27年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費でありまして、公共施設等総合管理計画策定事業ほか9件に係る経費1億5,632万3,170円を平成28年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成28年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午前11時14分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第52号～議案第56号の総括審議
1. 請願第1号～請願第2号の総括審議
1. 議案第54号～議案第57号の総括審議
1. 陳情第1号～陳情第3号の総括審議
1. 議案第58号の総括審議
1. 発議案第3号～発議案第7号の総括審議
1. 報告第2号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員